

別表三（一）付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、通算法人が当期において法第67条（特定同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合（他の通算法人がその通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度において同条の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- 2 「通算法人間配当等の当期受取額8」は、令第139条の8第1項（留保金額から控除する金額等）に規定する基準日等及びその事業年度（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するもの
- 3 「通算外配当等流出配賦額の計算」の各欄は、「通算外配当等流出額3」又は「通算内配当等の額4」の各欄に金額の記載がある場合に記載します。

に限りません。）終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係又は連結完全支配関係（令和2年改正前の法第2条第12号の7の7（定義）に規定する連結完全支配関係をいいます。）がある他の通算法人からその事業年度に受ける同項に規定する配当等の額を記載します。